

令和6年9月17日

東京都 小池百合子知事
東京都教育委員会 浜佳葉子教育長

一般社団法人 東京公認心理師協会
会長 西脇 喜恵子

要 望 書

令和7年度以降の会計年度任用職員の選考にかかるお願い

時下、ますますご清祥のことと御慶び申し上げます。

さて、ご承知のとおり、人事院は本年6月28日、国の非常勤職員のうち期間業務職員の採用について定めた通知文書「期間業務職員の適切な採用について」を一部改正し、公募によらない再度の採用回数の上限を連続2回までとする取り扱いを撤廃し、各省庁に通知いたしました。また、これを受け、総務省も「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」を改正し、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとする取扱いを廃止しました。

東京都ならびに東京都教育委員会におかれては、現在、公認心理師と臨床心理士を会計年度任用職員として任用され、また、今後も任用を予定されているものと思いますが、令和7年度会計年度任用職員及びそれ以降にわたる選考においては、前述の人事院の通知ならびに総務省の改正マニュアルを尊重し、再任用の年限にこだわらない任用に努めていただきますようお願いいたします。

以上